

写真撮影・写真原板使用等申請要項 (平成 28 年 12 月 1 日更新)

東京藝術大学が所有する美術品、工芸品、考古資料等の写真原板の使用および写真撮影（テレビ撮影等を含む）は、本学規定に基づき、教育研究に支障がない限り許可しております。

1. 提出書類

- (1) **写真撮影等許可申請書**：本学所定の書式。
申請者が法人の場合は、法人印を押印のこと。
下記を参照の上、被写物の名称・種別・物品番号を明記。
・HP 上「収蔵品データベース」
<<http://jmapps.ne.jp/geidai/>>
・『東京芸術大学芸術資料館（大学美術館）蔵品目録』
※作品貸出に伴う展覧会に使用する場合、転載および再販をする場合、「その他」欄に明記。
- (2) **簡単な企画書**：写真原板の使用・撮影の目的を明記。
出版物の場合は概要。放映の場合は概要、放映日及び放映回数。電子媒体の場合は画像サイズ等を記載した仕様書。学術目的の場合は研究計画書。
- (3) **著作権者の承諾書**：当該作品に著作権がある場合、著作権者の承諾書の写し（任意書式・書面）。藤田嗣治作品使用の場合、日本美術著作権協会の承諾書の写しが必要。（著作権の有無に関わらず必要となります。詳細は管理係へお問合せください。）

■一般社団法人 日本美術著作権協会（JASPAR）担当：河村
TEL 03-6226-5951 FAX 03-6226-5952
〒104-0061 中央区銀座 3-10-19 美術家会館 604 号室

* 藤田嗣治資料 研究資料ページ
<http://www.geidai.ac.jp/museum/collection/research_materials_ja.htm>

* 藤田嗣治資料 研究資料検索ページ
<http://jmapps.ne.jp/geidai_research_materials/>

(4) 許可書・写真原板の郵送費用

画像データファイルを CD もしくはファイル転送サービスにて送付しております。その他欄に、CD/ファイル転送サービス/画像不要のいずれかを記載してください。

- ・CD 簡易書留送付→切手 450 円同封
- ・CD 宅急便着払い→その他欄に「CD 着払い希望」と記入
- ・ファイル転送サービス→82 円切手と返信用封筒同封
- ・画像不要→82 円切手と返信用封筒同封

2. 提出方法・提出先

下記窓口まで、郵送または持参によりご提出ください。
※画像到着希望日の 1 週間前までにはご提出ください。

〒110-8714
東京都台東区上野公園 12-8
東京藝術大学大学美術館 管理係
TEL 050-5525-2440, 2441
FAX 03-5685-7805
E-mail kanri@ml.geidai.ac.jp

3. 許可の通知・ご請求

申請書類の受領後、決裁を経て許可がおりましたら、許可書(請求書)および画像データを郵送。
(画像にもよりますが、約 1 週間後になります。)

※ 許可書(請求書)記載の料金を納入期限(請求日の翌月末)までに指定の口座にお振込みください。期限を過ぎますと延滞金が発生する場合があります。

4. 料金

◇ 原板使用料：写真 1 枚につき

出版物：3,240 円(税込み)

映像：5,400 円(税込み)

(放映回数ごとに料金が発生します。)

※ 許可証発送後のキャンセルはできません。
予めご了承ください。

- ・展覧会用の図録等料金が無償になる場合があります。
- ・商品製作の場合は別途手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

5. 留意事項

下記の事項についてご留意ください。

- ・原板使用又は撮影に際しては、係員の指示に従うこと。
- ・作品の画像・映像撮影を希望する場合は、事前の連絡・申請を行うこと。（作品貸与中の無断の画像・映像撮影は許可しておりません。）
- ・願い出以外の目的には一切使用しないこと。
- ・掲載面のかたわらに「東京藝術大学所蔵」と記載すること。
- ・原板又は美術品等に損傷を与えた場合、その損害を弁償すること。
- ・美術品等を撮影した原板はすみやかに本館に納付すること。
- ・発行等を行ったときは、当該刊行物等を 2 部本学に提出すること。(映像の場合は DVD1 枚、教材の場合は 1 部。)
- ・再版の場合についても、再申請すること。
- ・原板使用に際しては、無断で複製し、他の利用に供しないこと。
- ・その他係員の指示に従うこと。